コンテナ運搬船の構造強度要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編及び C 編
鋼船規則検査要領 C 編及び M 編

改正事項

コンテナ運搬船の構造強度要件に関する事項

改正理由

2013 年 6 月に発生した大型コンテナ運搬船の重大海難事故を受け，本会は「大型コンテナ船安全検討会」を開催し，2014 年 9 月に調査報告書を公表した。また，国土交通省殿は「コンテナ運搬船安全対策検討委員会」を開催し，2015 年 3 月に最終報告書を公表した。

これらの報告書の内容を踏まえ，今回，コンテナ運搬船に関する面外荷重影響及びホイッピング影響を考慮した縦曲げ最終強度に関する規則並びに直接強度計算に関する規則の改正を行うこととした。

併せて，コンテナ運搬船の直接強度計算に用いる荷重の機能要件に関する IACS 統一規則 S34 並びにコンテナ運搬船の縦強度に関する IACS 統一規則 S11A がそれぞれ 2015 年 5 月及び 6 月に新規採択されたことから，それらの要件に基づき関連する規則を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

(1) コンテナ運搬船に対する面外荷重影響及びホイッピング影響を考慮した縦曲げ最終強度要件を新設した。
(2) コンテナ運搬船に対する直接強度計算に関する要件を改めた。
(3) コンテナ運搬船に対する縦強度の要件を改めた。